

●空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案 < 予算関係法律案 >

空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、国が管理する空港における空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等所要の措置を講ずる。

空港をめぐる社会経済情勢の変化



仁川国際空港より

東アジア地域における
空港整備の進展による
空港間競争の激化

【昭和42年】
全国の
空港数
52箇所



【平成19年】
全国の
空港数
97箇所

航空需要が着実に増大
する一方、配置的側面
からの空港整備は概成



空港利用者のニーズの
多様化や高質化



空港における事件・
事故の多発

空港政策の重要課題は「整備」から「運営」へシフト

法案の概要

空港基本方針の策定

【空港整備法（空港法に改称）の一部改正】

- 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針を策定し、公表。
→ 今後の我が国の空港全体及び主要空港の中長期的な整備及び運営のあり方を明示。

空港の適確な管理を通じた空港利用者の利便の向上

【空港整備法の一部改正】

- 空港の区分の見直し
→ 第一種、第二種、第三種としていた区分を見直し、各空港の果たしている機能や役割に応じて、空港の設置管理者や費用負担ルールを規定。
- 空港ターミナルの適確な運営の確保
→ 国管理空港において航空旅客ターミナル施設、航空貨物ターミナル施設、航空機給油施設の建設・管理を行う者を指定。旅客取扱施設利用料の上限認可等の措置により、指定された事業者の適確な運営を確保。

空港保安対策の強化による空港利用者の安全の向上

【航空法の一部改正】

- 空港を安全かつ適確に管理するための管理マニュアル（空港保安管理規程）の作成及び届出の義務付け等所要の措置により、空港の保安対策を徹底

空港周辺地域や空港関係者との連携強化

【空港整備法、航空法の一部改正】

- 空港の利用者利便の向上や安全確保のための協議会制度を創設

利用者本位の空港運営に

空港利用者のさらなる利便や安全性の向上を実現！